

約諾書に基づく遅延損害金の率

(平成4.7.13実施)

次に掲げる約諾書の規定に基づき当取引所が定める遅延損害金の率は、100円につき1日4銭とする。

- (1) 信用取引口座設定約諾書第11条第3項及び第13条
- (2) 発行日取引の委託についての約諾書第8条

付 則

この改正規定は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、令和2年6月10日から施行する。

(変更)

[平成6.2.10、9.10.29、10.12.1、14.4.1、令和2.6.10]